

鎌倉市農業委員会 令和元年度 第11回総会 次第	
日 時	令和2年2月25日(火) 15時20分開会
場 所	鎌倉商工会議所 1階 102会議室
委員名	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実 9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一 12番 若林安雄、13番 石澤一英 以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・岸名局長補佐・小田職員・名塚職員・酒井職員
欠席委員	6番岡崎委員、9番小泉委員
議長(安齊会長)	それでは、定刻前ですが全員お揃いになりましたので、只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。6番岡崎委員、9番小泉委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(安齊会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。議事録署名委員は、8番飯田委員、12番若林委員にお願いします。現況証明委員は、4番郷原委員、5番平井委員にお願いします。
議長(安齊会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長。本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、2月総会議事日程につき審議したところ、次のように決定しましたのでご報告いたします。 日程第1、報告第27号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第2、報告第28号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件。 日程第3、報告第29号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第4、報告第30号、遊休農地解消対策実践活動について。 日程第5、議案第31号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。 日程第6、議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第7、議案第33号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第8、議案第34号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について。 日程第9、議案第35号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について。 日程第10、その他、諸般の報告について。 以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	ありがとうございました。それでは、日程第1、報告第27号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告を

	お願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第1、報告第27号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、着席して、報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]畑、178平方メートルを、[REDACTED]が、平成30年12月16日、相続により所有権を取得し、令和2年1月31日に専決処分いたしました。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	次に、日程第2、報告第28号、農地法第4条第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第2、報告第28号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]田、26平方メートルを[REDACTED]が、専用住宅用地として、令和2年1月31日転用のため、令和2年1月20日に専決処分いたしました。 整理番号2、[REDACTED]田、50平方メートル外1筆、合計2筆、73平方メートルを[REDACTED]が、専用住宅用地として、令和2年2月6日転用のため、令和2年2月4日に専決処分いたしました。以上2件、賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第3、報告第29号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第3、報告第29号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[REDACTED]畑、79平方メートルを[REDACTED]が、[REDACTED]に所有権移転し、専用住宅用地として、令和2年2月14日転用のため、令和2年2月10日に専決処分いたしました。賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第4、報告第30号、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第4、報告第30号、遊休農地解消対策実践活動について、着席して報告させていただきます。2月15日(土)午前8時50分より、手広の遊休農地にて、遊休農地解消対策実践活動として、三菱電機株式会社の社員約30名により、雑草、雑木の伐採、撤

	去作業を行いました。作業にご協力いただいた皆様、ありがとうございました。今後の作業については、追ってご連絡いたします。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第5、議案第31号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第5、議案第31号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明します。お手元の議案第31号及び参考資料をご覧ください。本件にかかる、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。 本案件は、生産緑地であり、納税猶予の対象となります。 相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 本案件は、[]の死亡により令和元年8月29日に相続が発生したことに伴い、[]から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。相続開始年月日の翌日が相続人の農業経営開始年月日となります。 本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。以上で、説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2番(石原委員)	議長。2番。2月19日(水)午後2時より、安齊会長、和田副会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象農地の利用状況を確認したところ、農地として管理されていることを確認し、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
11番(小川委員)	11番。筆の一部が生産緑地に指定されているが、分筆をしなくてよいのか。
事務局(岸名補佐)	議長。生産緑地は(簡易的な測量により)筆の一部を指定することができるため、指定の手続きにおいて分筆は行っておりません。
11番(小川委員)	参考資料①の通路部分を除いた所が生産緑地であることはわかった。参考資料②も生産緑地か。
事務局(岸名補佐)	議長。こちらが生産緑地の指定を既に受けている箇所です。いずれも被相続人の時代に生産緑地の指定を受けている箇所です。
13番(石澤委員)	13番。相続人の年齢は。
事務局(岸名補佐)	議長。申請書によると昭和5年8月生まれということで、今年90歳になります。

	農地が実際に耕作されていること、60歳台の息子が手伝っていることを確認しています。
5番(平井委員)	5番。連売所にも来ている。
13番(石澤委員)	13番。わかりました。
議長(安齊会長)	他にご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問がないようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第31号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第31号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第6、議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第7、議案第33号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第6、議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第7、議案第33号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について関連案件ですので一括してご説明します。お手元の議案第32号及び参考資料をご覧ください。 土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第32号は、 から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。期間は、令和2年(2020年)3月1日から令和7年(2025年)2月28日までの5年間です。 次に、議案第33号及び参考資料をご覧ください。 議案第33号は、ただ今ご説明した議案第32号の土地を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 期間は、令和2年(2020年)5月1日から令和7年(2027年)2月28日までの約5年間です。賃借料は、1平方メートル当たり24円、年間5,900円となっています。 なお、いずれの案件も農業公社を利用した貸し借りとなりますが、前回までは、農用地利用集積計画による貸し借りを行っており、継続案件と同じと言えます。 また、参考資料の斜線の土地は、借受人が近隣で耕作している土地です。以上で説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の石原委員から補足説明をお願いします。
2番(石原委員)	議長。2番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、作付けは無いものの、良好に管理されており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声

議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2件を個別に採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第32号に賛成の方は、挙手を願います。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第32号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に議案第33号に賛成の方は、挙手を願います。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第33号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第8、議案第34号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第9、議案第35号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について関連があるので一括して上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第8、議案第34号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、日程第9、議案第35号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、以上2件について関連案件ですので一括してご説明します。お手元の議案第34号及び参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案のとおりです。 議案第34号は、 から農業公社に農地を貸し出すもので、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 期間は、令和2年(2020年)3月1日から令和5年(2023年)2月28日までの3年間です。 次に、議案第35号及び参考資料をご覧ください。 議案第35号は、ただ今ご説明した議案第34号の土地を農業公社から に貸し出すにあたり、市長から意見を求められているものです。 期間は、令和2年(2020年)5月1日から令和5年(2023年)2月28日までの約3年間です。賃借料は、1平方メートル当たり24円、年間28,200円となっています。この案件は、新規案件になります。 また、参考資料の斜線の土地は、借受人が近隣で耕作している土地です。以上で説明を終わります。
議長(安齊会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
10番(和田委員)	議長。10番。本件、利用集積計画の決定並びに農用地利用配分計画に対する意見に先立ち、借受人の農地の耕作状況を確認したところ、現在は、人参、小松菜、ホウレンソウなどの作付けが行われており、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
4番(郷原委員)	4番。賃借期間が3年とか5年とかあるが、最大で何年か。
事務局(岸名補佐)	議長。農地法上は50年間、民法上は20年間が最大と記憶していますが、本市では今のところ10年が最大で手続きをしているようです。3年でやっているケースが多いですが、それより短い期間でやっているものもあります。貸し手側の要望で3年ないし5年を選ばれることが多いです。

4 番(郷原委員)	4 番。3 年はお試し期間になるかな。新規案件のみでか。
事務局(岸名補佐)	議長。最近、国の方と話す機会が有り、その際に期間は 10 年で すかと聞かれ、貸し出す方の不安があるようで、3 年が多く、そ の次が 5 年が多い、10 年が無いわけではないと説明しました。 これから、この制度が馴染んでくると長期で中間管理機構に貸 し出せるようになると思います。
4 番(郷原委員)	4 番。わかりました。
議長(安齊会長)	他にご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、2 件を個別に採決したい と思いますが、ご異議ございませんか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第 34 号に賛 成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 34 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に議案第 35 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 35 号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第 10、その他、諸般の報告について、3 件、報告いた します。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 10、その他、諸般の報告について、3 件、ご報告し ます。諸般の報告 1、農地パトロールについて、ご報告します。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法 違反地の現在の状況を確認するため、次回の農地パトロールを 3 月 13 日 (金)に、農業委員 3 名、農業委員会事務局 2 名、鎌倉市の開発審 査課 2 名、同じく都市調整課 1 名、横須賀三浦地域県政総合センター職 員 1 名の合計 9 名で実施予定です。 対象の委員は 5 番平井委員、6 番岡崎委員、7 番浜野委員に願 いします。集合場所につきましては、後日調整させていただきます ので、よろしくお願いします。 諸般の報告 2、第 26 回遊休農地解消対策協議会について、ご報告 します。今般延期いたしました、遊休農地解消対策協議会を次回 3 月総会に合わせ、3 月 25 日(水) 14 時 00 分より鎌倉市役所第 3 分庁 舎 1 階講堂で開催します。来年度の活動計画の協議等を行う予定で す。 最後に、3 月総会等の日程について、報告させていただきます す。次回は、3 月 25 日(水)、14 時 50 分より、鎌倉市役所第 3 分 庁舎 1 階講堂で開催します。運営委員会は先程ご説明いたしまし た協議会終了後、14 時 40 分から開催します。 会場が変更になりますので、ご注意くださいよう、お願いいた します。諸般の報告は、以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和元年 度第 11 回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

会 長	高 橋 清 一
議事録署名委員 8 番	飯 田 正 実
議事録署名委員 1 2 番	若 林 安 雄